

憲法判例ができるまで ～判決文に書かれない弁護士の努力と工夫～

第3回 一人一票実現訴訟

憲法問題対策センター委員 伊藤 真 (36期)



選挙の度にと野党逆転なるか、野党共闘の是非などが話題になるが、そもそも有権者一人が持っている投票価値、つまり一票の持つ政治的影響力が住所によってバラバラである。一人ひとりの政治的意思が選挙において対等に扱われていない。

この問題は議員定数不均衡問題として従来から知られているなじみの論点である。1962年に故越山康弁護士が修習生時代に提訴されて以来、山口邦明弁護士グループによる訴訟が続けられていた。その成果は計り知れないが、私たちは升永英俊弁護士（第一東京弁護士会）、久保利英明弁護士（第二東京弁護士会）らと共にこれまでの平等権の問題とは別に統治論の観点から訴訟において主張し、一人一票実現国民会議というNPO法人を立ち上げて国民運動として展開することにした。

統治論とは、主権者の多数が国会議員の多数を選出できてはじめて「正当に選挙された国会における代表者」（前文）として正統性を与えられるという議論である。しかし、現在は有権者の少数から国会議員の多数が選出されている状況にある。先の衆院選では、有権者の43.39%が小選挙区選出議員（289名）の過半数（145名）を選出している。これでは国会が主権者の多数派から正統性を与られているとはいえない。これは小選挙区制の是非等以前の問題であり、いかなる選挙制度であっても人口比例選挙でなければならない。

さらに、我々は、一人ひとりに自分事としてこの問題を捉えてもらうため、従来の2倍ではなく、0.5票のように表現の工夫をした。清き一票と思っていたら、なんと0.2票しかなかったと気づいたときには私も大きなショックを受けた。

未だに一票の格差が2倍未満なら許されると考えている人がいるようであるが、0.49は2倍以上である

から許されず、0.51票は2倍未満だから許容されると合理的に説明することは困難である。

被告である選挙管理委員会側にとどまらず、地方の記者会見でも、一票の格差は正は、地方の切り捨になるのではないかという反対意見に触れることがある。

しかし、この問題は人口の少ない地方と都市の対立の問題ではない。直近の衆院選では、鳥取1区が1票とすれば、東京3区では0.49票となるが、ここには人口過疎の小笠原諸島が含まれ、地域的少数者が暮らしている。2019年参院選においても福井県を1票とすると、新潟県も宮城県も東京都と同じく0.34票の価値しかなかった。現在も決して地方が優遇されているわけでは全くないことを覚えておかなければならない。

そして何より地域的少数者の意見を反映するために多少の格差はやむを得ないという理由が不明である。地域的少数者以外にも、性的少数者、障害を抱えている方々、Z世代など若者、貧困層など意見を反映させるべき様々な少数者が存在する。どうして地域的少数者のみが優遇されるのであろうか。そもそも国会議員は全国民の代表であり、地元選挙区や選挙母体の代表ではない。また、国会で議論されるべきは、国家予算、安全保障、経済政策など国政であって、地域活性化だけではない。特定地域の有権者を優遇する理由はどこにもない。

こうしたことを訴訟でも訴えているのであるが、「3歩進んで2歩下がる」を繰り返している。ただ、竹崎コートにおいて、「地域性に係る問題のために、殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいえない」（最大判平成23年3月23日（民集65.2.755））、「参議院議員の

選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難い。」(最大判平成24年10月17日(民集66.10.3357))という明確な判断がなされたことは高く評価すべきと思う。

2013年の参院選、2014年の衆院選から比例区を除く全国すべての選挙区で提訴している。これは事情判決の法理を封じるためである。選挙は違憲だが無効にしないという明文の根拠もない判決手法を封じるためには、選挙区間で差が生じないようにすべての選挙区で提訴する必要がある。また、全国すべての高裁及びその支部に事件が係属することになるため、選挙の度に14の高裁判決を得ることができる。判決の数は、これまで5つの違憲状態判決を含む7つの最高裁判決のほか、高裁判決は山口弁護士グループを含めると107となった。高裁判決内容をみると、違憲無効判決3、違憲・違法判決20、違憲状態判決は50にも達する。

衆議院選挙で289、参議院選挙で47(現在合区によって45)の全選挙区で原告を立てるのであるが、この原告捜しが至難である。私が40年以上もの間、全国で市民向けの憲法講演会を実施してきたその関係者の方々や、教え子などに声をかけ、原告や代理人になってもらっている。保守的な地域では、「国を訴えるなんてとんでもないと批判を受けるので遠慮

する」とか、「保守政党支持基盤なので無理だ」と断られたり、「受験指導に専念しろ」と批判されたりもする。しかし、私は憲法価値を実現する法律家を送り出したいという思いから司法試験塾を立ち上げたのであり、一人一票の実現は塾をあげて取り組んでいる課題でもあるので、困難であっても人口比例選挙実現まで続けていく。

提訴、弁論、判決の度に各高裁所在地で報道関係者の理解を得るために記者会見を実施しているが、国民運動との連携は極めて重要と考えている。最高裁判官の国民審査において一人一票実現に後ろ向きな裁判官に×をつけるバッチェン運動を行い、新聞広告でキャンペーンを行っている。一人一票実現国民会議のメンバーと共に、プラカードを掲げての入場行進、のぼり旗、マスコット、歌、SNSでの発信などの各種運動と協力しながら進めている。支援者との月1回の会議は10年続けている。私はこの運動は、自分の1票が1票未満なのはおかしいと声を上げる自立した市民、国民を増やしていく運動でもと考えている。自らの意思で学び、考え、行動し、社会にかかわろうとする「物言う口うるさい民衆」はときに為政者には嫌われる。しかし、それが民主主義国家である。なお、人口比例選挙が実現するまでは、正統性のない国会議員が主導する憲法改正など許されるはずもないことを付言しておく。

憲法問題対策センターの委員会ブログにて
コラム「憲法の小窓」
を随時、掲載しています！



<https://www.toben.or.jp/known/iinkai/kenpou/column/>
ホーム → 東京弁護士会を知る → 委員会紹介 → 憲法問題対策センター → コラム「憲法の小窓」